

令和4年度 特定不妊治療費の助成申請について

令和4年4月1日以降、助成制度が変わります。なお、令和4年3月31日までに開始した治療は旧制度が適用されます。

※（旧制度の申請方法は裏面参照）

令和4年3月31日までに開始した治療の申請について【旧制度適用】

①対象者（以下のすべてに該当する方）

- 夫婦いずれもまたはいずれか一方が新居浜市内に1年以上住所を有する夫婦（事実婚も含む）であること（※他の市町村等で助成申請をされる方は対象となりません）
- 夫婦のいずれもが市税を滞納していないこと
- 愛媛県の決定通知日から1年以内であること

②対象となる治療等（保険適用外のものに限る）

- 体外受精・顕微授精
- 男性不妊治療

（特定不妊治療に至る過程の一環として実施する精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を行った場合）

③対象となる医療機関

都道府県、政令指定都市及び中核市が指定した医療機関

<愛媛県内の指定医療機関名>

愛媛労災病院、こにしクリニック、梅岡レディースクリニック、愛媛大学医学部附属病院、つばきウイメンズクリニック、ハートレディースクリニック、福井ウイメンズクリニック、矢野産婦人科

④助成額

1回の申請につき、治療に要した費用から愛媛県の助成額を引いた額

- (1) 男性不妊治療 上限20万円
- (2) 男性不妊治療以外 上限20万円

⑤申請方法

西条保健所に申請（必要書類及び期限は別途ご確認ください）後、愛媛県の特定不妊治療費助成事業承認決定通知書発行日から1年以内に、以下の必要書類を、新居浜市保健センターへ申請してください。

（★の様式は新居浜市ホームページからダウンロード可能。）

	必要書類	備考
1	特定不妊治療費助成金交付申請書★	
2	個人情報確認同意書★	氏名は必ずその本人が署名。 個人情報確認同意書を提出していただくことで、保健センターが納税状況を確認。そのために夫婦両方の本人確認書類（写し可）が必要。
3	夫婦両方の本人確認書類（写し可）	(1)顔写真付きで官公署が発行した次のうちどれか1つ 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等、 写真付証明等（官公署発行） (2)(1)をお持ちでない場合は、次のうちどれか2つ 健康保険被保険者証、各種年金証明書等（官公署発行） 社員・学生証、通帳、診察券等（官公署以外発行）
4	特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し	
5	特定不妊治療費助成事業承認決定通知書 （愛媛県発行の原本）	
6	特定不妊治療費助成金請求書★	県発行の決定通知書に記載されている氏名を請求者とする。
7	請求者名義の銀行通帳（JA、ゆうちょ銀行も可）	
8	夫及び妻の納税証明書	※2 個人情報確認同意書を提出する場合は不要。 自身で発行する場合は、手数料減免のため、申請時に 「使用目的 不妊治療助成」、「提出先 保健センター」と記入。

※「個人情報確認同意書」を提出し、納税状況を確認する方のうち、収入のない人や非課税所得のみの人は課税資料がないため、事前に市民税課で市県民税申告をお済ませください。

申請窓口・問い合わせ先

新居浜市保健センター ☎0897-35-1070

